

宇部工業高等専門学校専攻科の授業科目の履修等に関する規則

制定 平成9年 4月1日

改正 平成16年3月8日

平成17年3月8日

平成27年3月11日

平成29年4月11日

(目的)

第1条 この規則は、宇部工業高等専門学校学則第54条第3項及び第56条の規定に基づき、専攻科の授業科目の履修方法及び成績の評価並びに修了の認定等について定めることを目的とする。

(単位の計算方法)

第2条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学習を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の各号の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 実験及び実習については、45時間の授業をもって1単位とする。
- (4) インターンシップについては、別に定める。

(履修方法)

第3条 専攻科に開設する授業科目の履修にあたっては、年度当初に別に定める「科目履修届」を所定の期日までに、校長に提出しなければならない。

(出欠)

第4条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 欠席 出席すべき日に出校しない場合をいう。
- (2) 欠課 各授業時間を完全に欠いた場合をいう。
- (3) 遅刻 各授業時間に遅れた場合をいう。
- (4) 早退 各授業時間の中で退出した場合をいう。
- (5) 忌引 学生準則第16条に定める事由に該当した場合をいう。

2 遅刻及び早退は、3回をもって欠課1回とする。

(公認欠席)

第5条 次に掲げる欠席（以下「公認欠席」という。）は出席日数に含める。

- (1) 学校感染症発生等のための出席停止
- (2) 父母及び近親の喪に服するための忌引
- (3) 風水害・地震又は火災等の不測の災害による欠席
- (4) 通常の経路及び方法により通学するための交通機関又は交通路の事故等による欠席
- (5) 就職試験、大学院入学試験等のため専攻科長が認めた欠席
- (6) 指導教員が認めた学会発表による欠席

(7) 学校管理下における負傷等による欠席

(8) 専攻科委員会が認めた欠席

2 公認欠席願の他必要な証明書を提出しなければならない。

(指導教員)

第6条 専攻科の学生は、各専攻科の指導教員から授業科目の履修及び特別研究の指導を受けるものとする。

(試験)

第7条 試験は、定期試験及び追試験とする。

2 定期試験は、各学期内で実施する。

3 追試験は、次の各号の一に掲げる事由により、定期試験を受験することができなかった者で、別に定める「追試験願」を所定の期日までに校長に提出し、その許可を得た者に対し実施する。

(1) 公認欠席または疾病

(2) その他やむを得ない事由があると校長が認めた場合

(成績の評価)

第8条 成績は、授業科目ごとに第7条に規定する試験の成績、その他を総合して評点で評価する。

2 成績の評価は、優 (A)、良 (B)、可 (C) 及び不可 (F) とし、次の評点区分による。

評価	優 (A)	良 (B)	可 (C)	不可 (F)
評点	100~80	79~70	69~60	59 以下

3 各授業科目とも欠課時数が授業時数の 1 / 3 を超える者に対しては、評価を行わない。
(単位の認定)

第9条 前条第2項の規定に基づき、評価が優、良及び可に評価された授業科目については、当該科目を修得したものとして、単位を認定する。

(再履修)

第10条 単位を認定されなかった授業科目は、再履修することができる。

2 前項で定める再履修は、第3条の規定を準用する。

(他の高等教育機関において履修した単位の認定)

第11条 他の高等教育機関において履修した単位は、16 単位を超えない範囲で専攻科における授業科目の履修とみなし、単位の修得を認定することができる。

(修了に必要な単位)

第12条 専攻科の修了に必要な単位数は、62 単位以上 (一般科目、専門基礎科目、専門科目の内訳は、学則第52条、別表第3及び別表第4のとおり) 修得するものとする。

(修了認定)

第13条 校長は、学則及びこの規定に基づき、基準に該当する者について、修了認定会議に諮り修了を認定する。

附 則

この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

(省略)

附 則

- 1 この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則施行の際、改正後の規則第 10 条については、平成 17 年度入学者から適用する。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 29 年 4 月 11 日一部改正)

この規則は、平成 29 年 4 月 11 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。